

公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく医学的検査に関する契約書

大牟田市（以下「甲」という。）と公益財団法人大牟田医療協会南大牟田病院（以下「乙」という。）とは、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。以下「法」という。）及び大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例（昭和53年条例第26号。以下「条例」という。）の規定に基づく医学的検査の委託について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、法第4条又は条例第4条の規定による被認定者等（以下「検査対象者」という。）の次に掲げる規定に伴う医学的検査を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 法第8条第1項及び第8条の2第1項並びに条例第8条第1項及び第8条の2第1項の規定による認定の更新
- (2) 法第28条第1項前段並びに条例第23条第1項前段の規定による障害の程度の診査

（検査の種類）

第2条 甲が乙に委託する医学的検査の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 検査対象者全員に実施する検査
 - ア 肺機能検査
 - イ 胸部レントゲン検査
 - ウ 血液検査
 - エ 喀痰顕微鏡検査
 - オ 問診、身体測定（身長・体重）及び血圧測定
 - (2) 前号の肺機能検査で1秒量/予測肺活量×100（指数）が35以下の者及び甲が特に必要と認めた者に実施する検査
 - ア 動脈血ガス組成検査
 - イ 心電図検査
- 2 乙は、前項各号の医学的検査を検査対象者の発作時又は急性増悪時に実施せず間けつ期に実施することとし、かつ、気管支拡張剤を使用して医学的検査を実施してはならない。

（委託期間）

第3条 この契約の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 医学的検査の委託料は、検査対象者1人につき16,030円とする。

（報告書の提出）

第5条 乙は、第1条の医学的検査を実施した後、遅滞なく甲の指定する「医学的検査結果報告書」を作成し、当該医学的検査によって得られたレントゲンフィルムその他の検査資料（以下「検査資料」という。）を添えて甲に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙は、医学的検査結果報告書及び検査資料を検査対象者に交付しなければならない。

- (1) 検査対象者が自らへの交付を希望した場合
- (2) 甲が乙から検査対象者の病状に関する情報を直接収集することにつき検査対象者から同意